

コストに影響を及ぼす要因

財とサービスの費用

米国労働省労働統計局の消費者支出調査では、家計支出の記録と調査を用いて、米国の消費者の購買傾向が示されている。支出には、購入した財とサービス（購入時に支払済であるか否かを問わない）およびすべての売上税と物品税が含まれる。

所得、家族構成員の年齢、居住地、個人の趣味・嗜好は支出に影響を与える。居住地は、自動車保険、ホームオーナーズ保険の費用に影響を与えることが多い。農村の世帯は都市の世帯より自動車保険の支出が少ない。住宅建設費用の地域格差や自然災害に対する脆弱性は、ホームオーナーズ保険の支出に影響を与える。自動車保険料は、自動車の台数や種類、自動車を誰がどこで運転するのかといったことに加え、市場での競争の度合いや、賠償請求者に対する賠償方法、すなわちノーフォールト制度か伝統的な不法行為賠償責任制度か、といった要因により影響を受ける。

総家計支出に占める保険料支出とその他の消費支出の割合：1990年～2018年¹（単位：%）

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2017年	2018年
住居 ²	30.0	31.7	31.7	31.9	33.7	32.1	32.3	32.0
交通 ²	15.9	16.4	17.5	16.0	13.9	15.0	14.3	14.3
食料	15.0	14.0	13.6	12.8	12.7	12.5	12.9	12.9
退職年金 ³	8.8	8.0	7.8	10.4	10.5	10.7	10.6	11.2
その他	10.6	10.2	10.5	10.4	10.4	10.1	10.2	10.0
保険料合計	5.8	6.8	6.3	6.5	7.3	8.7	8.8	8.7
健康保険	2.0	2.7	2.6	2.9	3.8	5.3	5.7	5.6
自動車保険	2.0	2.2	2.0	2.0	2.1	1.9	1.6	1.6
ホームオーナーズ保険	0.5	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
生命保険	1.2	1.1	1.0	0.8	0.6	0.6	0.6	0.7
その他	0.1	0.1	0.1	0.1	⁴	⁴	0.1	0.1
娯楽	5.0	5.0	4.9	5.1	5.2	5.1	5.3	5.3
衣料	5.7	5.3	4.9	4.1	3.5	3.3	3.1	3.0
ヘルスケア ²	3.1	2.7	2.8	2.8	2.8	2.4	2.5	2.6

¹ 2018年のデータに基づく順位。

² 保険を除く。

³ 2018年においては、退職資金として給与控除される社会保障保険料（退職支出額の74%）、政府・民間年金プラン保険料（同11%）および給与控除でなく個人で拠出する個人退職口座（同15%）が大部分を占める。

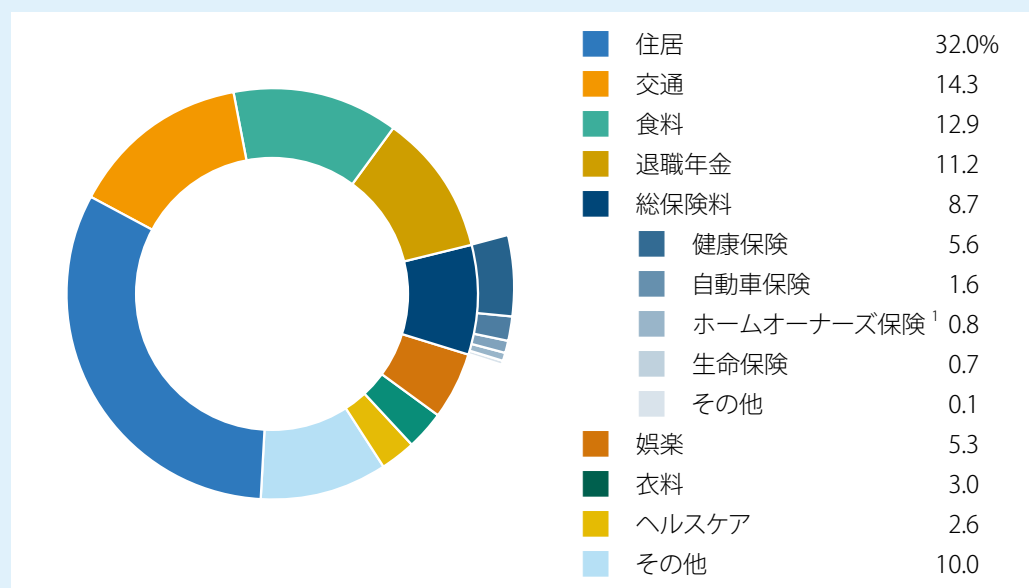
⁴ 0.1%未満。

注：四捨五入の関係で合計値は100%にならない。

出典：米国労働省労働統計局

9. コストに影響を及ぼす要因 財とサービスの費用

家計支出に占める保険料支出の割合：2018年



¹ 借家人保険を含む。

注：構成要素の合計は四捨五入の関係で 100% にならない。

出典：米国労働省労働統計局

2018年の家計支出に占める保険料支出の割合は 8.7% と、2017年とほぼ同じであった。健康保険の支出割合は 0.1% ポイント低下し、自動車保険の支出割合は 1.6% のまま横ばい、生命保険の支出割合は 0.1 ポイント上昇し、ホームオーナーズ保険は横ばいであった。

消費者物価

米国労働省労働統計局の発表する消費者物価指数 (CPI) は、消費者が支払った代表的な財やサービスの組み合わせ価格の変化を追うものである。2018年の生計費(全費目)は 2.4% 上昇した。自動車保険は 7.4%、病院サービス費用は、4.4% と、これを上回る上昇率となることが見込まれる。借家人保険および家財に関わる保険の保険料は 1.3% 増加し、医療費は 2.0% 増加した。

9. コストに影響を及ぼす要因 財とサービスの費用

保険および関連費目の消費者物価指数と年上昇率：2009年～2018年 (基準：1982年～1984年=100)

年	生計費(全費目)		自動車保険料		医療関連費目		医師費用		病院サービス費用 ¹	
	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)
2009	214.5	-0.4	357.0	4.5	375.6	3.2	320.8	3.0	210.7	6.9
2010	218.1	1.6	375.2	5.1	388.4	3.4	331.3	3.3	227.2	7.8
2011	224.9	3.2	388.7	3.6	400.3	3.0	340.3	2.7	241.2	6.2
2012	229.6	2.1	402.5	3.6	414.9	3.7	347.3	2.1	253.6	5.1
2013	233.0	1.5	419.4	4.2	425.1	2.5	354.2	2.0	265.4	4.7
2014	236.7	1.6	437.2	4.2	435.3	2.4	359.1	1.4	278.8	5.0
2015	237.0	0.1	460.6	5.4	446.8	2.6	366.1	1.9	290.1	4.1
2016	240.0	1.3	489.1	6.2	463.7	3.8	378.1	3.3	303.3	4.5
2017	245.1	2.1	526.9	7.7	475.3	2.5	380.1	0.5	318.2	4.9
2018	251.1	2.4	566.0	7.4	484.7	2.0	380.5	0.1	332.2	4.4
2009年比 2018年増率(%)		17.0		58.5		29.0		18.6		57.7
年	自動車修理費		新車合計		新車乗用車		新車トラック ²			
	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)		
2009	248.5	3.7	135.6	1.1	136.7	0.9	138.8	1.3		
2010	254.4	2.4	138.0	1.8	138.1	1.0	142.7	2.8		
2011	259.9	2.2	141.9	2.8	142.2	3.0	146.5	2.7		
2012	264.9	1.9	144.2	1.7	144.2	1.4	149.4	1.9		
2013	271.0	2.3	145.8	1.1	144.9	0.5	151.8	1.6		
2014	278.0	2.6	146.3	0.3	144.5	-0.3	153.6	1.1		
2015	280.8	1.0	147.1	0.6	144.4	-0.1	155.4	1.2		
2016	287.6	2.4	147.4	0.2	143.7	-0.5	156.4	0.6		
2017	294.5	2.4	147.0	-0.2	142.7	-0.7	156.6	0.1		
2018	302.7	2.8	146.3	-0.5	142.0	-0.5	155.8	-0.5		
2009年比 2018年増率(%)		21.8		7.9		3.9		12.2		

(続く)

9. コストに影響を及ぼす要因 財とサービスの費用

保険および関連費目の消費者物価指数と年上昇率：2009年～2018年（続き）
(基準：1982年～1984年=100)

年	中古乗用車 中古トラック		借家人保険および 家財保険 ^{3,4}		住宅修繕費目 ^{3,5}		弁護士費用等		中古の1世帯住宅	
	指数	上昇率 (%)	指数	上昇率 (%)	指数	上昇率 (%)	指数	上昇率 (%)	価格の 中央値 (千ドル)	上昇率 (%)
2009	127.0	-5.2	121.5	2.2	176.0	3.5	278.1	2.7	172	-13.1
2010	143.1	12.7	125.7	3.5	181.7	3.2	288.1	3.6	173	0.6
2011	149.0	4.1	127.4	1.4	NA	NA	297.4	3.2	166	-4.0
2012	150.3	0.9	131.3	3.1	198.7	NA	303.5	2.0	177	6.6
2013	149.9	-0.3	135.4	3.1	206.7	4.0	311.8	2.8	197	11.3
2014	149.1	-0.5	141.9	4.8	212.4	2.8	318.5	2.1	208	5.6
2015	147.1	-1.3	146.4	3.2	220.1	3.6	323.6	1.6	224	7.7
2016	143.5	-2.5	147.7	0.9	226.3	2.8	334.5	3.4	236	5.4
2017	138.3	-3.6	148.8	0.7	239.3	5.8	346.4	3.6	249	5.5
2018	138.4	0.1	150.7	1.3	253.7	6.0	361.2	4.3	262	5.2
2009年比 2018年増率 (%)		9.0		24.1		44.1		29.9		52.3

¹ 1996年12月を100とする。

² 1983年12月を100とする。

³ 1997年12月を100とする。

⁴ 賃借物件を補償対象とする保険のみ。

⁵ 家庭用電気機器の修理、椅子等の布張りの修繕・張り替え、屋内補修を含む。

NA= 入手不可

注：消費者物価指数上昇率（2007年以降）と中古1世帯住宅価格中央値の上昇率は四捨五入前のデータから算出。

出典：米国労働省労働統計局、アメリカ不動産管理士協会

詐欺

保険詐欺は、保険会社もしくは代理店に対してまたはそれらによって、金銭的利益を目的として行われる意図的な詐欺行為である。保険詐欺は、保険取引の様々な局面において、保険の申込人、契約者、第三者である保険金請求者、保険金請求者にサービスを提供する専門家によって行われうる。保険代理店や保険会社の従業員も、保険詐欺を犯すことがありうる。一般的な詐欺の手口には、水増し(保険金の過大請求)、保険申込書上の不実記載、架空の傷害または損害に対する保険金請求、擬装事故がある。

問題の規模

詐欺による損害額を正確に知ることは難しい。1980年代後半、米国保険情報協会はクレーム・アジャスターの聞き取り調査を行い、毎年、損害保険業界の発生損害額および損害調査費の10%程度が詐欺によるものであるとの結論を出している。この比率をそのまま当てはめれば、2017年から2018年までの2年間損害保険詐欺は各年およそ360億ドルに達していたと考えられる。この数字は種目や景気動向、その他の要因で変動することが考えられる。詐欺の手口も常に進化している。

全米保険犯罪局(NICB)によれば、保険詐欺は脱税に続き、被害額が2番目に大きな知能犯罪である。NICBは非営利組織(NPO)であり、保険会社や捜査当局と協力して保険詐欺を含む保険犯罪の特定、発見、訴追等を行っている。また、詐欺に対する啓発活動も行っている(<http://nicb.org>を参照)。

インシュアランス・リサーチ・カウンスル(IRC)の推計によれば、2012年、自動車対人賠償責任保険の支払保険金は保険詐欺によって56億ドルから77億ドル程度水増しされていた。なお、2002年は推定43億ドルから58億ドルであったとされる。IRCは保険金の支払いが完了した対人賠償保険金請求事案35,000件以上を調査し、その結果を2016年に「詐欺と自動車対人賠償保険金請求の水増し」と題する報告書にまとめているが、自動車対人賠償責任保険では、詐欺が支払保険金の15~17%を占めているとのことである。

保険詐欺と戦う

詐欺行為を不法とする法制を整備する州は増えているものの、保険詐欺と最前線で戦っているのは保険会社である。2016年までにすべての州およびワシントンD.C.で少なくとも一部の保険種目に関し保険金詐欺を犯罪と分類する法律が制定され、詐欺通報に対して訴追免除が認められている。2019年後半までに、44州とワシントンD.C.では、詐欺担当局や詐欺担当部が設けられ、詐欺の通報を受け付けるほか、調査や訴追も行っている。22州とワシントンD.C.では、保険会社に対し、保険詐欺を減少させるためのプログラムの策定、実施を求めている。社内に特別調査部門を設けている損害保険会社も多い。こうした特別調査部門では、特別な訓練を受けた専門家が配置され、疑わしい保険金請求の調査を行うほか、詐欺犯の逮捕に向けて捜査当局や全米保険犯罪局などの団体と協力している。

詐欺との戦いで最も効果的な手段の一つにデータ技術の採用があり、詐欺と識別するために必要な時間を短縮することができる。ハイテクに精通し、常に新たなスキームを開発している詐欺グループを相手にするためには、分析技術向上が必須である。保険詐欺分析手法の開発を手掛ける企業によると、顧客向けにインターネットサービスを開始した保険会社は、その直後から組織的な偽装事故の証拠を目にするようになることが多いという。こうしたウェブサイトは、消費者からの保険申込みや保険引受けの弱点を詐欺団が悪用するのに都合がよく、多数の申込みを行って、どのような申込みをするとチェックに引っかかり追加情報を求められるのかを観察するなど、保険会社のシステムの解明を図るのである。

9. コストに影響を及ぼす要因 詐欺

自動警告信号やルールベースなどの従来のアプローチは、事故当事者、事故発生地、事故内容などの項目間の関係を調べる予測モデリング(リンク分析)によって改良が進んでいる。人工知能を利用して保険金支払い前に詐欺を発見する手法が用いられるケースもある。こうした新しい手法は、保険金の請求がなされた時に機能を発揮するもので、疑わしい保険金請求を追加調査が必要な案件として抽出し、疑わしい要素のない保険金請求は通常の処理に回すものである。保険会社は、複数の不正検出プログラムを組み合わせることで、保険金詐欺検出の精度を高めている。多数の保険金請求を検査するデータマイニング・プログラムは、世界最大の保険金請求情報総合データベースである ISO の「ClaimSearch」など、保険業界の保険金請求データベースと連動させることで改良されてきている。データベース内の異常データを検知するシステムを使ってアルゴリズムを開発し、保険会社の保険金支払いを自動的に中止させることも可能である。

2019 年、保険詐欺対策連合 (Coalition Against Insurance Fraud) と SAS Institute は保険会社が保険詐欺と戦うためにどのようにテクノロジーを活用しているかを追跡調査し、「[保険詐欺テクノロジーの現状](#)」と題するレポートにまとめた。損害保険会社等 84 社を対象に 2018 年に実施したオンライン調査によれば、調査参加者の 4 分の 3 近くが、詐欺の発見件数が過去 3 年間に大幅またはわずかに増加したと回答しており、2016 年の調査で増加と回答した会社は 2014 年から 11 ポイント増加した。なお、過去 6 年間で、詐欺が大幅に減少したと回答した保険会社はなかった。

調査参加者の 40% は、2019 年のテクノロジー予算は増えるだろうと回答した。予測モデリングとリンク・ソーシャルネットワーク分析の 2 つは、投資が検討されている最も有力なプログラムである。調査参加者の 90% は、主として保険金請求詐欺の検知のためにテクノロジーを利用していると回答し、この割合は 2016 年から大幅に増加した。また、調査参加者の半数はテクノロジーを引受詐欺に利用していると回答し、これも 2016 年の 27% から増加した。保険会社にとって最大の課題は IT 資源が限られていることであり、2016 年の調査同様、4 分の 3 の保険会社がそう報告している。次いでデータ統合の問題があり、76% の保険会社が問題を報告している(これも 2016 年の 64% から増加している)。

保険会社は保険金詐欺の対策に優先的に取り組んでいる。損害保険会社に詐欺検知サービスを提供する FRISS が、世界の保険専門家 150 人以上を対象に行った 2019 年の保険金詐欺調査によれば、世界の 72% の保険会社が詐欺と戦う文化を持っているものの、詐欺を一切容認しない政策を持つ会社は 3 分の 1 にすぎないことがわかった。回答者の約 3 分の 1 が、不正を是正するよりも防止するほうが望ましいと回答し、ほぼ同じ割合で詐欺管理を積極的に行っている。残りの回答者については、どのようなアプローチをとるのか不明である。なお、回答者の 60% 以上が保険詐欺の調査部門を持っている。また、保険会社の 68% が、保険金請求部門はより保険金詐欺との戦いに従事すべきだと回答し、43% が保険引受部門がもっと従事すべきだと回答した。FRISS は、すべての保険会社は、保険プールを構築して協働し、情報を共有することによって、利益を得ることができると述べている。このようなシステムは、組織的な詐欺を追跡・管理し、保険金詐欺が国や保険会社を跨いで行われることを防ぐことができる。

フロリダ州の保険金請求譲渡の抑制

2019 年にフロリダ州は、2019 年 7 月 1 日施行の保険金請求権譲渡 (AOB) 訴訟に関する法改正を行うことで、長年保険業界を悩ませてきた保険金請求権譲渡 (AOB) の課題に取り組んだ。問題となったのは、被保険者が自動車修理工場、医師、住宅修理業者などの第三者事業者に自身の保険金請求権を譲渡する慣行であった。フロリダ州では、AOB の濫用が保険危機に火をつけた。法改正前の環境下では、修理業者やその弁護士は、何万ものフロリダ州の住人から不当な AOB を求め、不必要な、あ

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

るいは必要以上に高価な修理・交換を行い、保険金の支払いを否認または減額交渉をする保険会社に対して、何万もの訴訟を起こした。AOB の濫用によって、不必要な修理や高額な訴訟費用が保険料に転嫁され、フロリダ州の保険契約者は、何十億ドルもの保険コストの負担を強いられていた。かつては個人自動車保険の人身傷害補償（ノーフォールト保険）に限定されていた AOB 訴訟問題は、ホームオーナーズ保険や自動車保険のガラス補償にも広がった。2000 年には、州全体で約 1,300 件の AOB 訴訟があった。米国保険情報協会の白書「[フロリダ州の AOB 危機](#)」によれば、2013 年には 79,000 件以上、2018 年には 153,000 件以上の AOB 訴訟があった。わずか 5 年間で 94% 増加した。

法改正前は、修理業者が訴訟前の保険会社提示額を上回る金額で勝訴した場合でも、保険会社は AOB 訴訟に関わるすべての弁護士費用を支払うことを余儀なくされていた。新法における改正点の一つは、保険会社が修理業者による AOB 訴訟の弁護士費用の全額を支払う必要がなくなったことである。現在は判決額と保険会社の提示額の差額に応じて、弁護士費用の金額が決まる。[保険詐欺対策連合](#)によると、その他の改正点としては、AOB 訴訟を起こす 10 日前までに修理業者は通知を行うことが義務化された。この通知には、記名被保険者への通知が含まれる。また、新法の規定では、保険会社が請求権譲渡を制限または禁止する保険証券を発行することが認められているほか、法改正が保険料率や訴訟の提訴に及ぼす影響を監視するため、保険会社は AOB による保険金請求および和解についてフロリダ保険当局に報告することが求められている。

訴訟問題

保険会社の防御費用

企業に対する訴訟は、保険料および訴えられた産業の製品とサービスに影響を与える。Travelers 社の Business Risk Index (2017) によれば、米国のビジネス・リーダーにとって法律上の賠償責任は 2016 年同様、第 4 位の懸念事項である。調査対象となったビジネス・リーダー 1,203 人中 55% が法律上の賠償責任を若干、あるいは大いに懸念していると回答しており、この割合は 2016 年とほぼ同じであった。

[米国商工会議所 \(ILR\)](#) は、[2016 年に米国の訴訟費用](#)が国内の総生産 (GDP) の 2.3% に達したことを明らかにした。アナリストは賠償責任保険の保険料データと、無保険の、または自家保険をもつ企業および個人の賠償責任エクスポージャーの推定値を用いて、訴訟の総コストを算出した。不法行為制度で支払われた賠償金と費用の総額は 4,290 億ドルであった。この金額には、一般賠償責任保険および企業賠償責任保険のエクスポージャー 2,500 億ドルが含まれる（この中には、人身傷害訴訟、消費者訴訟、その他訴訟の賠償金と費用があり、自動車事故関連 1,600 億ドル、医療過誤訴訟 190 億ドルが含まれている）。同調査は、不法行為制度における費用と補償金の 57% が原告に対する賠償金として支払われていることも明らかにしている。残りの 43% は双方の訴訟費用であり、保険会社の運営費用を含んでいる。

不法行為制度の費用と賠償金は州によって大きく異なり、最も高い州では、最も低い州の 2.1 倍にもなる。例えば、フロリダ州は GDP の 3.6% と不法行為制度のコストが最も高く、対してアラスカ州、ワシントン州、ワイオミング州では不法行為制度の費用が 1.8% 未満となっている。また、メイン州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州では、1 世帯当たりの不法行為制度の費用が約 2,000 ドルとなっている。ニューヨーク州は 1 世帯当たりの不法行為制度の費用は 6,066 ドルで、州の中で最も高く、カリフォルニア州、フロリダ州、ニュージャージー州がこれに続く。また、ワシントン D.C. では、1 世帯当たりの不法行為制度の費用は 6,257 ドルとさらに高くなっている。

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

州別不法行為制度の費用および補償額：2016年¹

順位 ²	州・地域	不法行為制度の総費用 ³ (単位：百万ドル)	州のGDP ⁴ に占める不法行為制度の総費用の割合	1世帯当たりの不法行為制度の費用単価 ⁵ (ドル)	順位 ²	州・地域	不法行為制度の総費用 ³ (単位：百万ドル)	州のGDP ⁴ に占める不法行為制度の総費用の割合	1世帯当たりの不法行為制度の費用単価 ⁵ (ドル)
1	ワシントンD.C.	1,760	1.4	6,257	27	ニューメキシコ	2,273	2.4	2,998
2	ニューヨーク	43,730	2.9	6,066	28	オクラホマ	4,246	2.3	2,890
3	ニュージャージー	17,734	3.1	5,551	29	ミネソタ	6,173	1.8	2,873
4	デラウェア	1,890	2.7	5,383	30	アーカンソー	3,265	2.7	2,857
5	コネティカット	6,209	2.4	4,574	31	アリゾナ	7,122	2.3	2,827
6	フロリダ	33,645	3.6	4,442	32	テネシー	7,204	2.2	2,818
7	カリフォルニア	55,966	2.1	4,324	33	ネブラスカ	2,103	1.8	2,813
8	ネバダ	4,507	3.0	4,272	34	サウスカロライナ	5,261	2.5	2,802
9	ロードアイランド	1,660	2.9	4,066	35	ウェストバージニア	2,019	2.8	2,796
10	ルイジアナ	6,909	2.9	4,015	36	アラバマ	5,122	2.5	2,765
11	マサチューセッツ	9,980	2.0	3,869	37	バージニア	8,439	1.7	2,704
12	イリノイ	18,026	2.3	3,738	38	ニューハンプシャー	1,405	1.8	2,698
13	ペンシルバニア	18,374	2.5	3,721	39	ミシシッピ	2,921	2.7	2,676
14	コロラド	7,672	2.4	3,638	40	ワイオミング	598	1.6	2,675
15	ジョージア	13,384	2.5	3,631	41	アイオワ	3,316	1.8	2,657
16	ハワイ	1,629	1.9	3,573	42	インディアナ	6,644	1.9	2,623
17	テキサス	33,704	2.1	3,535	43	ケンタッキー	4,479	2.3	2,608
18	ユタ	3,285	2.1	3,483	44	ノースダコタ	806	1.5	2,557
19	メリーランド	8,032	2.1	3,360	45	アイダホ	1,519	2.2	2,486
20	モンタナ	1,329	2.9	3,195	46	カンザス	2,744	1.8	2,471
21	アラスカ	771	1.5	3,105	47	ウィスコンシン	5,734	1.8	2,464
21	オレゴン	4,879	2.1	3,105	48	オハイオ	11,166	1.8	2,414
23	ミズーリ	7,352	2.5	3,099	49	サウスダコタ	791	1.6	2,369
24	ワシントン	8,501	1.8	3,071	50	ノースカロライナ	8,900	1.7	2,292
25	バーモント	780	2.5	3,061	51	メイン	1,163	2.0	2,187
26	ミシガン	11,846	2.4	3,050		全米	\$428,966	2.3%	\$3,329

¹ 1世帯当たりの不法行為制度の費用による順位。

² 不法行為制度の費用が同じ額である州は、同順位としている。

³ 一般賠償保険、専門職業人賠償保険、ホームオーナーズ保険、個人および企業用自動車保険の事故における不法行為制度の費用を含む。

⁴ 国内総生産。

⁵ 米国情勢調査局による2016年の州ごとの世帯推計。

出典：米国商工会議所の法的改革のための研究所

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

保険会社は訴訟から契約者を防御する義務を負っている。賠償責任を解決するための費用は、保険会社の財務諸表上、「防御費用および損失抑制費用」として記載される。この項目には防御費用、訴訟手続き費用、医療費損失抑制費用が含まれる。また調査、訴訟管理ならびに鑑定人、民間調査員、聴聞代理人および詐欺調査員への手数料といった経費も含まれる。さらに、防御義務を負うため、弁護士報酬も発生する。たとえ保険でカバーしていない場合でも、弁護士を雇って、カバー範囲についての見解を得なければならない。保険会社の発生損害額に占める防御費用の割合は、製造物責任や医療過誤など一部種目で相対的に高い。これは医療事故に関する訴訟や、製薬会社への集団訴訟といった種類の訴訟は、防御費用が高額になるためである。例えば、2018年に保険会社は、製造物責任保険の発生損害額13億ドルに加えて、解決費用8億6,100万ドルを支払っているが、これは発生損害額の66.4%に相当する。

防御費用および損失抑制費用の発生保険金に対する割合：2016～2018年¹（単位：千ドル）

	2016年		2017年		2018年	
	金額	発生保険金に対する割合(%)	金額	発生保険金に対する割合(%)	金額	発生保険金に対する割合(%)
製造物責任	844,606	102.5	645,190	68.6	861,155	66.4
医療専門職賠償責任	1,920,552	50.3	1,660,939	43.7	1,690,271	41.8
企業総合 ²	2,152,076	35.0	2,117,223	34.8	2,276,024	31.2
その他賠償責任	4,066,992	15.4	5,167,731	21.9	4,573,280	14.9
労働者災害補償保険	3,270,001	3.7	2,956,635	3.3	3,065,540	3.3
企業自動車賠償責任	1,487,106	9.9	1,746,182	11.2	1,823,716	10.2
個人自動車賠償責任	5,008,575	20.9	5,380,006	24.8	6,007,796	27.9
全賠償責任種目	18,749,908	11.4	19,673,906	12.1	20,297,782	11.6

¹ 再保険料控除後、州基金を除く。

² 賠償責任部分のみ。

出典：S & P Global Market Intelligence 社を情報源とする全米保険庁長官会議 (NAIC) データ、米国保険情報協会

身体障害に対する裁定額

訴訟の大半は法廷外での示談となる。Thomson Reuters社のJury Verdict Researchのデータによれば、裁判が行われて評決に至ったケースの身体障害に対する裁定額の中央値は、2017年（入手可能なデータで最も新しいもの）は12万5,000ドルで、2016年の10万ドルから増加している。平均裁定額もまた前年の135万6,325ドルから184万7,438ドルへと増加している。Thomson Reuters社によれば、平均裁定額は少数の非常に高額な裁定額の影響を受ける可能性があり、中央値の方が裁定額を良く表している。

裁定額の中央値が最も高額なものは、製造物賠償責任では医療機器に関する訴訟における裁定で400万2,185ドル、医療過誤では出産に関する訴訟における裁定で250万ドル、企業過失では製造業に対する訴訟における裁定で92万2,500ドルであった。

2016年～2017年、身体障害に対する裁定中、裁定額100万ドル以上となったものは全裁定額の23%を占め、裁定額が100万ドル以上となった2014年～2015年の20%となった過去2年間よりも高い。2011～2013年では、17%超が100万ドル以上となった。2016年～2017年、裁定額が100万ドル以上となったものが製造物賠償責任に関する裁定で79%、医療過誤に関する裁定では56%と比率が全種目中最も高くなっている。次いで、52%で政府の過失と30%で事業企業の過失が続いた。他方、個人賠償責任と施設賠償責任、自動車賠償責任ではこの比率が全種目中でも最も低く、それぞれ19%、18%、11%となっている。

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

身体障害に対する訴訟の裁定額の傾向：2011年～2017年¹（単位：ドル）

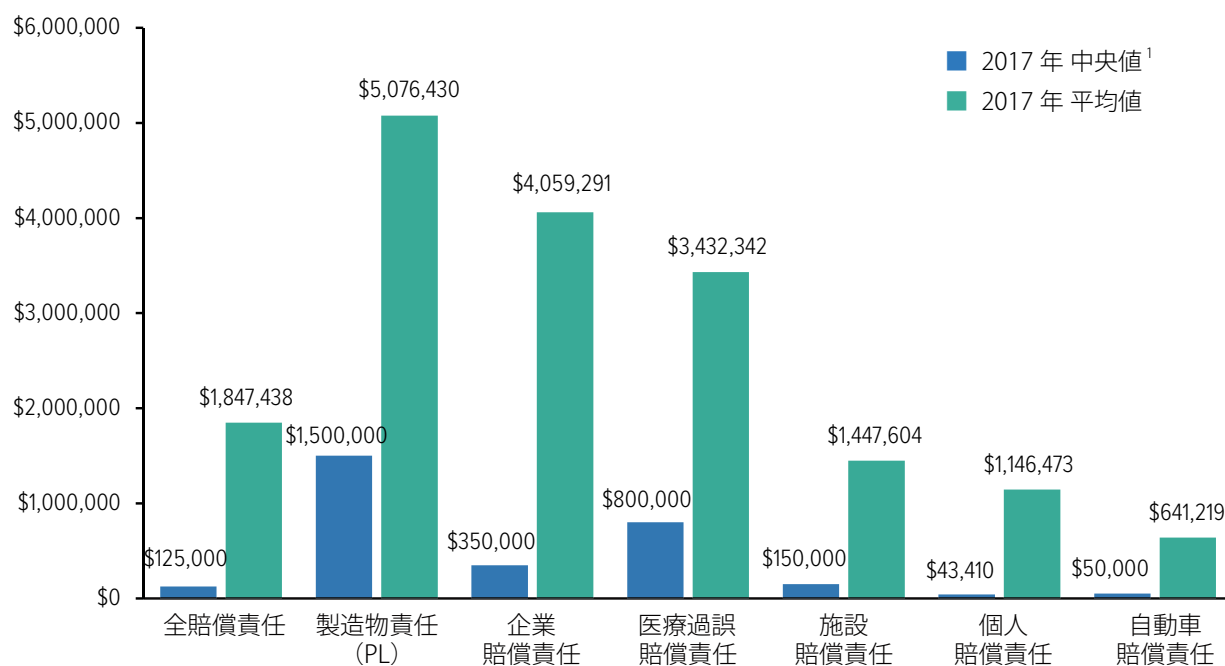
年	裁定額の中央値	確率範囲 ²	裁定額の範囲	裁定額の平均値
2011	60,924	12,268 - 344,060	1 - 58,619,989	805,886
2012	75,000	18,987 - 361,092	1 - 155,237,000	1,096,835
2013	70,000	16,000 - 300,000	1 - 165,972,503	1,010,202
2014	75,000	16,026 - 400,000	1 - 172,061,728	1,041,562
2015	87,705	20,000 - 486,306	1 - 88,246,000	1,139,170
2016	100,000	23,025 - 529,614	1 - 115,000,000	1,356,325
2017	125,000	22,689 - 629,499	1 - 160,500,000	1,847,438
全体	81,496	18,000 - 439,800	1 - 172,061,728	1,183,632

¹ 懲罰的賠償金を含まない。

² 裁定額の中央 50% がこの範囲にある（上下 25%はこの範囲外） 中央値は裁定額の間中点を表し、裁定額の半数は中央値を上回り、半数は下回る。裁定額が傾向的に集中する値を知るために便利である。

出典：Thomson Reuters 社、「人損訴訟裁定額の最近の傾向」、第 58th 版。許可を得て再録。

身体障害に対する裁定額の中央値および平均値、賠償責任保険の種類別：2017年



¹ 裁定額の中央値。裁定額の半数は中央値を上回り、半数は下回る。

出典：Thomson Reuters 社、「人損訴訟裁定額の最近の傾向」、第 58th 版。許可を得て再録。

会社役員賠償責任保険 (D&O 保険)

会社役員賠償責任保険 (D&O) は、会社役員の過失行為もしくは不作為ならびに誤解を招く発言に起因して会社が訴えられた場合に、その役員への補償を担保するものである。会社役員賠償責任保険にはいくつかの種類がある。役員が会社から補償を受けられない場合に役員個人の賠償責任を補償する個々の役員向けの担保 (サイド A 担保)、会社が役員に補償する場合の会社への担保 (サイド B)、また、特に会社に対して賠償請求がなされた場合に備える法人向けの担保 (サイド C 担保) も手配可能である。会社役員賠償責任保険の保険証券の担保範囲を拡張して、雇用慣行賠償責任を含めることもできる。雇用慣行賠償責任保険についてはスタンドアロン型の保険としても加入することができる。

Risk and Insurance Management Society 社および Advisen 社が 2019 年に 570 社・団体を対象として行った *RIMS* ベンチマーク調査によれば、D&O 保険は、データ侵害やプライバシー問題に関する訴訟や #MeToo 運動の影響を受けた。D&O 保険は、企業がドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法などの法律を遵守するうえでのカギとなる。

同調査によると、2018 年は企業の 68% が D&O 保険を購入している。2018 年は、IT 企業の加入率が最も高く、回答者の 96% が保険に加入しており、次いで銀行 (83%)、教育 (82%)、生活必需品 (79%) と続いている。Advisen 社によれば、D&O の補償対象となる可能性のある新規の事例数は 2016 年と比較して 2017 年は減少した。証券集団訴訟、株主代表訴訟など株主が提起した訴訟の総リスクは、2017 年までの 4 年間、比較的一定のレベルに落ち着いている。しかし、2017 年単年で見ると、合併異議申立訴訟は 2016 年から 28% 増加し、2018 年第 1～第 3 四半期は 2017 年の同時期よりも 27% 増加した。

会社役員賠償責任保険引受上位 10 グループ・会社、元受収入保険料基準：2018 年¹ (単位：千ドル)

順位	グループ名/会社名	元受収入 保険料	マーケットシェア(%) ²
1	American International Group (AIG)	868,022	13.2
2	Chubb Ltd.	766,502	11.6
3	AXA	708,202	10.7
4	東京海上グループ	596,659	9.0
5	CNA Financial Corp.	452,844	6.9
6	Travelers Companies Inc.	318,118	4.8
7	Great American Insurance	272,267	4.1
8	Zurich Insurance Group	210,671	3.2
9	Berkshire Hathaway Inc.	209,367	3.2
10	Sompo ホールディングス	179,419	2.7

¹ D&O 保険単体を販売する損害保険会社を含む。企業総合保険パッケージの一部として購入された D&O 保険は含まれていない。企業総合保険パッケージに含まれる D&O 保険部分は D&O 保険全体のわずかとなっている。

² 全米総保険料 (米国海外領土を含む) に対する割合

出典：S & P Global Market Intelligence 社を情報源とする全米保険庁長官会議 (NAIC) データ、米国保険情報協会



S&P Global Market Intelligence 社によれば、2018 年の会社役員賠償責任保険の元受収入保険料の総額は 66 億ドルであった。

雇用慣行賠償責任保険

2017年から#MeToo運動に拍車がかかり、セクシュアル・ハラスメント訴訟が多発したことを契機に、雇用慣行賠償責任保険(EPLI)の購入が大きく増加した。雇用慣行賠償責任保険(EPLI)は、1990年米国内閣法、1991年公民権法の成立を受けた雇用関連訴訟の増加を受け、1990年に開発された。この保険は、セクシュアル・ハラスメント、仕事関連の差別、敵対的な職場環境、不当解雇、報復など、様々な雇用関連訴訟に係る企業の金銭的負担を補償するものである。その他、プライバシー侵害、不法監禁、契約違反、精神的苦痛、賃金法違反などの補償がある。米国均等雇用機会委員会(EEOC)が単独で起訴したセクハラ・ハラスメントに関する訴訟は、2016年から2017年にかけて12%以上増加した。2017年、EEOCは、2016年に回収した4,750万ドルを47%上回る約7,000万ドルの被害者補償金(賠償金)を回収した。Advisen社とNationwideによると、セクシュアル・ハラスメント訴訟の賠償金額の中央値は、2015年の約13万6,800ドルから2018年の約22万1,000ドルに上昇した。

Risk and Insurance Management Societyによれば、会社役員賠償責任保険に雇用慣行賠償責任補償を追加する傾向が強かったが、近年、企業は単体の雇用慣行賠償責任保険を購入する傾向にある。大手保険会社20社ほど、および中小保険会社20社ほどが雇用慣行賠償責任保険を提供している。保険調査会社のMarketStanceによれば、米国企業は2016年に雇用慣行賠償責任保険の購入におよそ22億ドルを支出し、2019年には27億ドルの市場に成長すると予測している。需要は今後も続くと見込まれる。2018年6月に収集したデータを用いた *Hiscox Workplace Harassment Study(2018年)* によると、約3人に1人(35%)が職場でハラスメントを受けたと報告している。女性ではさらに高く、41%となっている。

Risk and Insurance Management Society および Advisen 社が2019年に570社・団体を対象として行った *RIMS ベンチマーク調査* によると、2018年の雇用慣行賠償責任保険の平均保険料は3%上昇した。雇用慣行賠償責任保険の購入率が最も高いのはIT企業で、70%が購入している。これに次ぐのは生活必需品企業(52%)で、以下、一般消費財(47%)、銀行(46%)、専門サービス(44%)までが購入率の高い上位5業種となっている。保険料ベースで雇用慣行賠償責任保険の最大手はAmerican International Group社で2018年のマーケットシェアは17.5%以下、東京海上ホールディングス(15.4%)、Markel社(11.2%)、Chubb社(10.4%)、Fairfax Financial Holdings社(7.5%)と続いている。

雇用慣行賠償責任保険の傾向：2011年～2017年 (単位：ドル)

年	賠償金の中央値	確率範囲 ¹
2011	271,000	83,811 - 552,500
2012	69,792	12,197 - 259,380
2013	100,000	15,707 - 251,623
2014	86,250	20,000 - 302,574
2015	83,000	17,764 - 350,000
2016	122,170	25,000 - 450,000
2017	127,602	25,000 - 602,500
全体	106,500	21,891 - 385,000

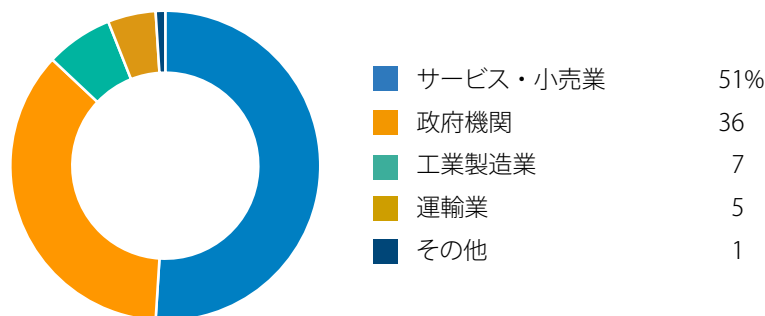


¹ 全裁定額を昇順に並べたときに中央の50%の位置にくる裁定額の範囲(上下25%を除いた中央50%)

出典：Thomson Reuters社、「雇用慣行賠償責任：裁定額の傾向と統計」、2018年版。許可を得て再録。

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

雇用慣行賠償責任、被告業種別、2011年～2017年¹



¹ 原告・被告に対する賠償裁定に基づく。

出典：Thomson Reuters 社、「雇用慣行賠償責任：裁定額の傾向と統計」、2018年版。許可を得て再録。

株主代表訴訟

Cornerstone Research 社は、根拠のない株主代表訴訟を抑制することを目的とした 1995 年民事証券訴訟改革法が成立した後の証券集団訴訟の和解と提訴を毎年分析している。

2018 年の連邦集団訴訟 (M&A 事案を除く) は 6 年連続で増加した。2018 年は、バイオテクノロジー、製薬、ヘルスケアなど非景気連動型消費財企業に対する提訴がほとんどだった。

i

Cornerstone Research 社によると、2018 年の連邦集団訴訟 (M&A 事案を除く) は 6 年連続で増加し、2017 年の 214 件から 2018 年以降で最高の 221 件となった。

2019 年上半期の連邦集団訴訟は、2018 年上半期の 108 件から 126 件へと 17% 増加した。

M&A に関する連邦訴訟は、過去最高を記録した 2017 年の 198 件から 2018 年には 182 件へ減ったものの引き続き高い水準にあり、連邦集団訴訟全体の半数近くを占めた。

M&A に関する提訴件数は、2019 年上半期に 72 件と、2018 年上半期の 91 件からほぼ 21% 減少した。

改革法成立後の証券集団訴訟件数、業種別：1997～2018年¹

業種	1997年～2017年平均	2017年	2018年
消費財	69	107	97
工業	17	26	20
金融	32	20	19
通信	27	18	28
テクノロジー	23	14	22
素材	5	11	8
エネルギー	7	9	7
その他	1	7	17
公益	3	2	3
合計	182	214	221

¹ 1995 年民事証券訴訟改革法。データは連邦の「コア・ファイル」によるものであり、合併・買収 (M&A) 事案は含まれていない。

出典：Cornerstone Research 社

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

i

2018年の和解金額は2017年の15億ドルから51億ドルと3倍以上に増加した。これは、和解額の平均が2017年の1,870万ドルであったのに対し2018年には約6,500万ドルに増加したためである。また、和解金額の中央値は2017年の500万ドルから1,100万ドルに増加した。

2018年には5件の高額和解(1億ドル以上)があった。2017年は4件であった。

改革法成立後の証券集団訴訟：1997年～2018年¹ (2018年価格)

和解	1996年-2017年	2017年	2018年
最小値	20万ドル	50万ドル	40万ドル
中央値	860万ドル	510万ドル	1,130万ドル
平均値	5,710万ドル	1,870万ドル	6,490万ドル
最大値	90億ドル	2億1,510万ドル	30億ドル
和解額合計	970億ドル	15億ドル	51億ドル
和解件数	1,697	81	78

¹ 1995年民事証券訴訟改革法。Cornerstone Research社によりインフレ調整済み。

出典：Cornerstone Research社、「証券集団訴訟：2018年の概観と分析」、©2019年Cornerstone Research社

フロリダ州の保険金請求権譲渡に関する訴訟

保険金請求権譲渡(AOB)とは、保険契約者と第三者事業者との間の契約であり、保険契約者が保険契約に基づく保険契約者の権利および保険金の一部を企業に譲渡することをいう。第三者事業者は、保険契約者の財物を修理または交換する前、あるいは保険証券がカバーする他のサービスを実施する前に、この譲渡を要求する。保険金請求権が第三者事業者に譲渡されると、その事業者は修理や交換を完了し、保険会社に保険金を請求する。AOBは、保険金請求を解決するための効率的でカスタマーフレンドリーな方法であり、医療保険や個人向け自動車保険の物的損害の保険金請求においては一般的である。標準的なホームオーナーズ保険では、通常、AOBが認められている。

米国保険情報協会の白書「[フロリダ州のAOB危機](#)」によれば、AOBの濫用が同州の保険危機を引き起こしているとされる。この法的環境のため、修理業者やその弁護士達は何万ものフロリダ州の住人から不当なAOBを求め、不必要な、あるいは必要以上に高価な修理・交換を行う。不当に高額となった保険金請求について否認または減額交渉をする保険会社に対して、彼らは何万もの訴訟を起こしている。2000年には、州全体で約1,300件のAOB訴訟があった。米国保険情報協会によると、2013年には79,000件以上、2018年には15万3,000件を超え、わずか5年で94%の増加となった。

かつては人身傷害補償(ノーフォールト保険)に限定されていたAOB訴訟問題は、ホームオーナーズ保険や自動車のガラス補償にも広がっている。さらに、AOB濫用は、歴史的に南フロリダのいくつかの郡と、タンパ湾とオーランド周辺の都市部に限定されていた。しかし、この濫用は急速に州全体の問題となりつつあり、その結果フロリダ州の保険会社の訴訟費用は全米平均を大幅に上回り、フロリダ州の保険契約者の保険コストが増加している。

新たに発生し進化する保険問題

ソーシャルインフレーション

ソーシャルインフレーションとは、訴訟費用の増加傾向とそのことが保険会社の支払保険金に与える最終的な影響のことを指している。賠償責任保険（第三者からの損害賠償請求に対する補償）を提供する保険会社は、特にその影響を受ける。

ソーシャルインフレーションには普遍的に合意された定義は存在しないが、以下に示す明らかな側面がみられる：

- **高額化する陪審員裁定額** *National Law Journal* によると、2018年の高額陪審員裁定額上位100件は、2,200万ドルから46億ドルの範囲であった。ある業界関係者の話によると、商業用トラックの自動車保険を提供している保険会社の間では、かつては最終裁定額が100万ドルに上ると高額とみられていたが、最近の陪審評決では1000万ドルにまで上るようになってきているという。
- **訴訟ファンド** 訴訟ファンドとは、第三者である投資家が、大企業とその企業が加入する保険会社を相手に訴訟を提起しようとする原告に訴訟資金を提供し、その見返りとして和解金の一部を受け取る仕組みである。訴訟ファンドは企業用自動車保険の保険金の支払いを押し上げたとして、一部の保険会社から非難されてきた。*キャリア・マネジメント社*によると、訴訟ファンドはオーストラリアで始まり、資金不足の原告に訴訟費用を提供する方法としてイギリスでも広まった。1990年代には米国にも広がり、「新たな投資対象を求める投資会社やヘッジファンドにとって成長産業となった」。キャリア・マネジメント社によると、投資対象としての保険業界の価値は10億ドルを超えると推定される。
- **非難の文化** 非難の文化は日々止まることなく流れるニュースとソーシャルメディアの台頭によって増幅される。医療費の高騰、経済格差へのマスコミの注目、企業を傷つけた様々な不祥事、法律事務所の宣伝・広告、より洗練された陪審員選択方法などは、いずれもソーシャルインフレーションの要因として挙げられてきた。



ソーシャルインフレーションは、**企業用自動車保険**や、一部の専門職業賠償責任保険の保険金請求額の高額化の一因になったとして一部の人たちから非難されている。集団訴訟と注目を浴びる“Nuclear Verdict”（1,000万ドルを超える陪審員評決）がさらに多くの原告弁護士事務所を訴訟へ駆り立てているとの声もあり、専門職業賠償責任保険の料率アップの一因となっている。#MeToo運動やオピオイド危機のように進展する要因は、製造物責任と同様に、役員賠償責任保険や雇用慣行賠償責任保険にも影響する。W・R・バークレー保険のCEOは、ソーシャルインフレーションの影響もあり、**次に保険料率が上がる種目は企業総合賠償責任保険（CGL）だと予測している。**

ボトムライン

訴訟件数の増加とより高額な陪審員評決は、保険会社の損害率と事業費率を押し上げる。ソーシャルインフレーションの影響は、予測可能な軌道をたどらないため、定量化することは難しい。前例もなく極めて高額な陪審員裁定額は、将来の訴訟に新たな障壁になりうると主張する人もいる。このため、プライシングや将来の保険金請求に備えた準備金の積み立てが課題となり、保険料を押し上げる可能性がある。



サイバーセキュリティ

サイバーリスクは何十年間も私たちと共にあったが、仕事と個人生活がインターネットを介して結びつくようになったため、その性質と潜在的な深刻さは1970年代から1980年代にかけて、ますますスピードを増して、劇的に変化した。

サイバーの脅威は、悪意のある行為者が機密文書にアクセスすることが主な脅威だった。1986年、あるドイツ人ハッカーが、ソビエト連邦にデータを売却する目的で、アメリカ、ヨーロッパ、東アジアの軍用および工業用コンピュータのネットワークにアクセスした。初期のウィルスや初歩的なランサムウェアも1980年代に登場したが、それはもっと多くの人々がコンピュータを所有し、インターネットに接続し、安心してオンラインでビジネスを行うようになり、初めてサイバーリスクが懸念事項として広く認知されるようになった。

コンピュータ・ネットワークが消費者信用およびオンライン取引の台頭を容易にしたため、個人情報盗難の懸念が高まった。ごく最近では、様々な形態のマルウェアが攻撃の中心となっている。

ランサムウェア - サイバー攻撃による金銭搾取としても知られている - は、身代金が支払われるまで、人や企業がシステムやデータにアクセスすることを拒否する。ランサムウェアは通常、**フィッシングメール**や、ユーザーがそうと知らずにウィルスに感染したウェブサイトを訪れることで広がっている。

クリプトジャッキングとは、悪意のあるハッカーが他人のコンピュータ端末の計算能力と電力を利用して、その端末所有者が知らない間にビットコインなどの暗号通貨をマイニングする手法のことである。

ディープフェイク技術 - (映像や音声を操作して他人になりすますことができる) が脅威になりつつあると言えるレベルまで改良が進んでいる。**音声ハッキング**に成功した一つの事例では、伝えられるところによると、犯罪者が人工知能を搭載したソフトウェアを使って最高経営責任者の音声になりすまし、不正な送金を要求し、イギリスの企業に22万ポンド(24万3,000ドル)をせしめたとされる。

クラウド上にはより多くのデータが存在し、IoT(Internet of Things)が相互の結びつきを深めるにつれ、脅威は増大するであろう。主な影響は次のとおりである:

- 事業中断およびそれに関連する評判・顧客との関係性の損害
- 経済的損失
- 消失または損壊
- 個人情報盗難

攻撃の標的になることが増えているにもかかわらず、中小企業の多くはサイバー保険の購入には依然として消極的である。

ボトムライン

サイバーリスクには、継続的なモニタリングと軽減対策が必要である。大企業は、中小企業や個人よりもリスクから身を守り、保険を通じて事象の影響を緩和する能力を備えているが、中小企業は脆弱でますます標的になっている。脅威は常に進化しているので、サイバー保険は引受審査が難しく、標準化された過去の事故データが限られているため、確信をもって価格を設定することが困難である。サイバーリスクに対処するために様々な商品を提供することに加えて、ビジネスリスクや業界固有のリスクを特定し、対処するために、保険会社とブローカーは顧客と密接に連携している。また、引受を複雑にするデータ不足に対応するために、保険会社とブローカーは第三者と協業している。

異常気象：米国

ハリケーン、竜巻、雹災、原野火災、記録的な暑さや寒さ、異常な気象条件、事象などが大きく報じられ、終わる気配がみられない。

- 2005 年以來、4 つのハリケーンによって 200 億ドル以上の保険金を支払った（ハリケーン発生時点のドル換算による）。
- 高額損害上位 10 位に入る竜巻はすべて 2001 年以降に発生し、支払保険金は発生時点で 20 億ドルから 70 億ドル超の範囲であった。
- 高額損害上位 10 位に入る原野火災のうち 6 件が 2017 年と 2018 年に発生し、支払保険金は発生時点で 15 億ドルから 105 億ドルの範囲であった。

2019 年：

- アーカンソー州は記録的な降雨に見舞われた。
- カリフォルニア州だけで 4 万 7,000 件以上の原野火災が発生した。
- 強い雷雨や竜巻は、中西部の広大な地域に影響を及ぼしている。
- 2019 年後半には、プレーンズ（中西部の大平原地帯）から東海岸にかけて記録的な寒波が広がった。
- 2019 年春、アイオワ州東部、イリノイ州北西部、ミズーリ州北東部で大規模な洪水が発生した。

Verisk Analytics 社の ISO 内のユニットであるプロパティ・クレーム・サービス (PCS) によると、全米洪水保険制度 (NFIP) の洪水損害額を除いた支払保険金は、2017 年には 1,060 億ドル、2018 年には 500 億ドルと、記録的な額に達した。多くの気象学者は、高気温、激しい暴風雨、原野火災、洪水が新常态になると予想している。

洪水損害は、標準的な住宅所有者保険・借家人保険では免責とされている。しかし、洪水の補償は、連邦緊急事態管理庁 (FEMA) が管理する NFIP とは別の補償として提供される場合や、一部の民間保険会社が提供する保険に別途加入可能である。議会は、NFIP の法定権限を定期的に更新して運営する必要がある。万が一、NFIP の承認が失効した場合でも保険金は支払われるが、NFIP は保険契約の引受・更改を中止する。（詳細については[こちら](#)をご覧ください）。



2019 年、トランプ政権は、完全リスクベースの料率設定への移行を伴う [NFIP 改革案](#) を発表した。FEMA によると、この [プログラム](#) では、住宅が指定された洪水ゾーン内にあるかどうかに基づいて料率を計算するのではなく、住宅を個別に評価し始めるという。本改革は 2021 年 10 月までに実施される予定であり、民間の再保険およびリスク市場における洪水リスクの増大を引き起こす可能性がある。

洪水保険を引き受ける民間企業は、2017 年の 90 社から 2018 年には 120 社に増加した。最近まで、民間保険会社は洪水リスクを測定する信頼できる手法を持っていなかったが、技術的進歩により、リスクをより正確に引き受け、より健全な保険数理上の決定を行うことができるようになった。2019 年初頭、連邦規制当局は、民間の住宅所有者向け洪水保険が規制上の定義に従うならば、住宅ローン融資会社は、民間保険が提供する洪水保険を容認するようになった。また、保険会社が一般的な安全性と健全性の要件に応じて十分な補償を提供する場合には、規制を満たさない民間の保険証券も認められている。

NFIP は、洪水損害のリスクを分散するために再保険を利用する傾向が高まっている。[アルテミスのウェブサイト](#)によると、FEMA は資本市場に支援された再保険カバーを合計 8 億ドルまで確保しており、これは別に購入している伝統的再保険からの補償と合わせて、2019 年の名称付き嵐とハリケーンシーズンに 21 億 2,000 万ドルの補償をもたらした。

新たに発生し進化する保険問題 異常気象：米国

FEMA が発表した [2018-2022 年の戦略計画](#) では、3 つの重点戦略が示された：

- ・ 準備の文化を確立する
- ・ 国家が壊滅的な災害に備える
- ・ FEMA の複雑さを軽減する

ボトムライン

個々に見れば、保険会社は異常気象に対処するために対策を講じており、多くの保険会社は顧客に住宅の防備力を増強するためのプログラムを提供したり、耐火構造など特定の性能に対して保険料割引を提示したりしている。損害を受けた住宅所有者を支援するために、多くの保険会社は条例（法令）対応補償を提供している。これは、地方自治体の規則や条例を満たす住宅にするために住宅所有者が負担した追加費用を、基本補償に上乗せして補償するものである。

保険会社も米国におけるレジリエンスの構築を支援している。保険会社の多くは、毎年何百万人もの住宅所有者や事業主の生活を崩壊させるような損害の軽減・防止を専門に研究する「建物住宅安全保険研究所（[Insurance Institute for Building and Home Safety](#)）」に資金を拠出している。



